

# 一般社団法人ヒューマニタリアン・サポート定款

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人ヒューマニタリアン・サポート と称する。

(主たる事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を福島県二本松市太田字西勝内67番地に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は特定の政治、信条、宗教、思想に偏ることなく、第一に紛争などに起因する難民・避難民への経済的・社会的自立のための支援をし、第二にチェルノブイリ原子力発電所事故及び福島第一原子力発電所事故により被害を受けた人々に対して医療支援及び人的支援を行い、第三に障害者が地域社会において自立した生活を営むことができるよう支援し、障害者雇用の促進に寄与すること、最後に差別等により不利益を受け、当たり前前の生活が保障されていない日本に在住する人々を支援することを目的とする。

(非営利活動、事業の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の非営利活動及びそれに係る事業を行う。

- (1) 人権の擁護または平和の推進を図るための情報収集及び啓発活動
- (2) 難民・避難民への援助及び支援活動
- (3) 難民・避難民の就職、就学の促進活動
- (4) チェルノブイリ原子力発電所事故及び福島第一原子力発電所事故により被害を受けた人々への医療支援及び人的支援活動
- (5) 障害者への自立支援活動
- (6) 障害者の雇用促進活動
- (7) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 社 員

(法人の構成員)

第5条 この法人は、この法人の目的に賛同する個人又は団体であつて、次条の規定によりこの法人の社員となった者をもって構成する。

(社員の資格取得)

第6条 この法人の社員になろうとする者は、別に定めるところにより申込みをし、代表

理事の承認を受けるものとする。

(経費等の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員になった時及び毎月、社員は社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退社)

第8条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前にこの法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第9条 この法人の社員が、この法人の名誉を毀損し、若しくはこの法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなどの除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の決議により、その社員を除名することができる。

(社員の資格喪失)

第10条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 当該社員が死亡し、又は解散したとき。
- (3) 除名されたとき。
- (4) 総社員の同意があったとき。

## 第4章 社員総会

(開催)

第11条 社員総会は、必要がある場合に随時開催する。

(構成)

第12条 社員総会は、全ての社員をもって構成する。

(招集)

第13条 社員総会は、理事の過半数の決定に基づき代表理事が招集する。  
2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに社員に対して発する。

(権限)

第14条 社員総会は次の事項について決議する。

- (1) 定款の変更
- (2) 社員の除名
- (3) 理事の選任又は解任

- (4) 理事の報酬などの額
- (5) 事業計画及び予算
- (6) 事業報告及び決算
- (7) 解散及び合併
- (8) 解散における残余財産の帰属
- (9) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款に定められた事項

(決議の方法)

第15条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権)

第16条 社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において、議長を選出する。

(議事録)

第18条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名又は記名押印する。

## 第5章 役員

(役員)

第19条 この法人に、理事3名以上を置く。  
2 理事のうち1名を代表理事とする。

(役員を選任)

第20条 理事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。  
2 代表理事は、理事の互選によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。  
2 代表理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を統括する。

(役員任期)

第22条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する

定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
- 3 理事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第23条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第24条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価としてこの法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。  
ただし木村 真三は無報酬とする。

## 第6章 資産及び会計

(事業年度)

第25条 この法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までの年1期とする。

(事業報告及び決算)

第26条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を受けなければならない。

- 一 事業報告
- 二 貸借対照表
- 三 損益計算書（正味財産増減計算書）

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類を、主たる事務所に5年間備え置き、社員及び債権者の閲覧に供する。

(余剰金)

第27条 この法人は、余剰金の分配を行うことができない。

## 第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第28条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第29条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第30条 この法人が解散（合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く。）するときに残余する財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国・地方公共団体や一定の公益的な団体に贈与するものとする。

## 第8章 附 則

（最初の事業年度）

第31条 この法人の最初の事業年度は、この法人成立の日から令和5年3月末日までとする。

（公告の方法）

第32条 この法人の公告は、この法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

（設立時の役員）

第33条 この法人の設立時理事、設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時理事	木村 真三
	伊藤 延由
	遠藤 瞳
設立時代表理事	木村 真三

（設立時社員の氏名及び住所）

第34条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

※個人情報保護の為、非公開

（法令の準拠）

第35条 この定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人ヒューマニタリアン・サポート設立のため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

令和 4年 9月 28日

※個人情報保護の為、非公開